

別紙 2

「先端的な技術を活用した生産方式との適合」について

採択要件の「先端的な技術を活用した生産方式との適合」の具体的な内容は、次の例示のとおりです。

大区画化（矩形おおむね 1 ha 以上の区画整理）、用排水路パイプライン、
遠隔監視・制御システム、地下水位制御システム（FOEAS、集中管理孔方式等）、
分水ゲートの自動化（電動化含む）、自動給水栓、調整水槽、配水槽、
自動走行農機等の導入に資する整備（耕区間等移動通路、ターン農道、RTK-GNSS 基準局、
情報通信環境の整備）、
無線草刈機導入に対応した畦畔法面の整備、
ドローンによる薬剤散布の効率化のための区画標高の調整 等

1 判断基準

対象事業地区において、上記に例示した整備が行われることが確認できること。

2 確認書類

整備内容の確認は、次のいずれかの書類又は組み合わせにより行う。

- ①土地改良事業計画書（法事業）
- ②事業計画概要書
- ③新規採択申請に係る関係書類 「新規着手希望地区△△事業 計画概要表」 等
- ④関係図書等
- ⑤その他、事業主体が作成・提供・確認した内容に基づく客観的な資料

3 要件達成報告

「先端的な技術」要件により認定された場合、要件達成報告の必要はありません。

例示以外の先端的な技術、その他の書類を使用する場合は、道土地連までご連絡ください。